

広島市規則第 5 8 号

令和 7 年 9 月 2 5 日

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市工業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

広島市工業技術センター条例施行規則（昭和 6 2 年広島市規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 試験設備の項中

「	電力計	1 時間につき	1 0 0 円	」を
「	電力計	1 時間につき	1 0 0 円	」に
	デジタルマルチメ	1 時間につき	1 0 0 円	
	ータ			

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。